

○保育所入所費用徴収規則

昭和 44 年 2 月 25 日規則第 1 号

改正

昭和 49 年 4 月 1 日規則第 2 号

昭和 58 年 2 月 1 日規則第 2 号

昭和 62 年 3 月 13 日規則第 10 号

昭和 63 年 3 月 15 日規則第 2 号

平成元年 3 月 28 日規則第 33 号

平成 2 年 3 月 26 日規則第 2 号

平成 3 年 3 月 28 日規則第 4 号

平成 4 年 9 月 29 日規則第 10 号

平成 5 年 3 月 22 日規則第 4 号

平成 5 年 9 月 27 日規則第 16 号

平成 6 年 3 月 22 日規則第 3 号

平成 7 年 3 月 23 日規則第 3 号

平成 7 年 4 月 24 日規則第 7 号

平成 9 年 2 月 4 日規則第 2 号

平成 9 年 3 月 21 日規則第 9 号

平成 10 年 3 月 23 日規則第 2 号

平成 13 年 7 月 18 日規則第 16 号

平成 16 年 3 月 31 日規則第 31 号

平成 19 年 7 月 1 日規則第 14 号

平成 20 年 3 月 14 日規則第 5 号

平成 21 年 7 月 16 日規則第 7 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 7 号

平成 27 年 3 月 25 日規則第 8 号

保育所入所費用徴収規則

(総則)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第 2 項に規定する費用(以下「費用」という。)

の徴収については、この規則の定めるところによる。

(費用の徴収金額)

第 2 条 費用の徴収金額は、別表に定める保育所徴収金基準額表により算定した額とする。

2 月の途中における入所及び退所の場合の当該月の費用は、別表に定める月額を 25 で除して得た額に入所日数を乗じて得た額(10 円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(費用の減免)

第 3 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条に規定する費用の全部又は一部を減免することができる。

(1) 保護者及びその扶養義務者が、災害その他特別の事由によりその費用を負担することができないと認められるとき。

(2) 学校保健法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号)第 19 条に定める伝染病又はそれに類する疾病、傷病による入院等により連続して 7 日以上休所したとき。

(3) 前号の規定にかかわらず、連続して 1 月のうち 15 日以上休所したとき。

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する減免の額は、費用の額を 25 で除して得た額に減免が認められた日数を乗じて得た額(10 円未満の端数は切り捨てる。)とする。

3 費用の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書(様式第 1 号)を保育所長を経由し町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査のうえ、保育料減免決定(却下)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(費用の徴収方法)

第 4 条 費用は月ごとに区分し、当該月の末日までに徴収する。

(準用)

第 5 条 この規則に定める費用の徴収については、下郷町財務規則(昭和 58 年下郷町規則第 1 号)を準用する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 2 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 13 日規則第 10 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 15 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 28 日規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 2 年 3 月 26 日規則第 2 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 28 日規則第 4 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月 29 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 3 月 22 日規則第 4 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 9 月 27 日規則第 16 号)

この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 22 日規則第 3 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成7年3月 23 日規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月 24 日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成9年2月4日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年度から適用する。

附 則(平成9年3月 21 日規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成 10 年3月 23 日規則第2号)

この規則は、平成 10 年4月1日から施行する。

附 則(平成 13 年7月 18 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年4月1日から適用する。

附 則(平成 16 年3月 31 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 16 年4月1日から適用する。

附 則(平成 19 年7月1日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年3月 14 日規則第5号)

この規則は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年7月 16 日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年4月1日から適用する。

附 則(平成 22 年3月 31 日規則第7号)

この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年3月 25 日規則第8号)

この規則は、子ども・子育て支援法施行令の施行の日から施行する。

別表(第2条関係)

保育所徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層		徴収金基準額(保育短時間)		
区分		3歳未満児	3歳児	4歳児以上
階層区分	定義			
第1	生活保護法による被保護世帯及び児童福祉法による里親	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第2	市町村民税非課税世帯	6,300 (6,300)	4,200 (4,200)	4,200 (4,200)
第3	市町村民税所得割の額が次	13,700 (13,500)	11,600 (11,400)	11,500 (11,300)
第4	の区分に該当する世帯	48,600円未満	21,000	19,000
		48,600円以上	21,000	19,000
		97,000円未満	(20,700)	(18,700)
			(18,700)	(18,600)

第5	97,000円以上	31,200	29,000	25,000
	169,000円未満	(30,700)	(28,500)	(24,600)
第6	169,000円以上	42,700	32,000	26,000
	301,000円未満	(42,000)	(31,500)	(25,500)
第7	301,000円以上	56,000	33,000	27,000
	397,000円未満	(55,100)	(32,400)	(26,500)
第8	397,000円以上	72,800	50,000	45,000
		(71,600)	(49,200)	(44,200)

備考

- 保育短時間(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 20 条第3項に規定する保育必要量が少ない者として内閣府令で定める支給認定をいう。以下同じ。)については、徴収金基準額の括弧内に記載する額とする。
- この表の第1階層における「生活保護法による被保護世帯及び児童福祉法による里親」は、特定教育・保育のあった月において生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第6条第1項に規定する被保護世帯及び児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。
- この表の第2階層における「市町村民税非課税世帯」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。
- この表の第3階層～第7階層における「市町村民税所得割の額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第 292 条第1項第2号に掲げる所得割(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。
- この表における児童の年齢は、児童福祉法第 24 条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の4月1日(当該年度の4月1日の前日以前に保育の実施を開始した児童にあっては当該年度の4月1日)時点の年齢とする。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。保育短時間については、次表に掲げる徴収金基準額の括弧内に記載する額とする。
 - 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 17 条及び第 31 条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

- ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収基準額(保育短時間)		
	3歳未満	3歳	4歳以上
第2階層	0	0	0
	(0)	(0)	(0)
第3階層	12,700	10,600	10,500
	(12,500)	(10,400)	(10,300)

- 7 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合においては、次表により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第1欄	第2欄
保育所を利用する児童のうち最年長者	徴収金基準額表に定める額
保育所を利用するその他の児童	無料